

緊急自動車手続きの流れ(届出)

① 警察署で構造等の審査

必要書類等

- 届出書 1通(余白に『審査済み』記載入り)
- 申請する自動車(前後左右の写真1部でも可、用途別の塗色を施し、かつ、赤色の警光灯が備え付けられたもの)

- ・「審査済み証明書」を受け取り、関係書類とともに陸運支局へ

② 陸運支局での手続き

- 自動車検査登録・構造変更検査登録・記載事項変更登録
(車検証備考欄に『緊急自動車』又は『この自動車は使用者の事業により特殊用途に該当』と記載されます。)

③ 公安委員会(窓口は警察署)への届出申請

必要書類

- 届出書 3通(余白に『届出済み』記載入り 1通、余白記載なし 2通)
- 記載事項変更後の車検証の写し 2通
※ 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し2通も提出してください
- ナンバーの入った自動車前後の写真 2部
- 申請者が車両使用者以外の場合は、委託契約書等の写し 2部

- ・「届出があったことを証明する」旨記載された届出書を受理

④ 警察署で届出確認証を受理(申請手続き完了)

- ・ ①で受けた審査済み証明書及び③で受けた届出書を届出確認証と引き替え
- ・ 受け取った届出確認証は申請車両に備え付けてください。

※緊急自動車として使用しないこととなったときは、速やかに届出確認証を申請した警察署に返納してください。